

科目名		単位数	担当教員	区分
平成26年度以降			小西 飛鳥	
平成25年度以前	外国法Ⅱ	2		
教職	教員の免許状取得のための選択科目			教職
	教科に関する科目(中学校(社会)):法律学、政治学			
	教科に関する科目(高等学校(公民)):法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)			
授業の到達目標及びテーマ				
<p>日本は明治以降、常にヨーロッパやアメリカの影響を受けてきました。法制度を整える際にも、イギリス、フランス、ドイツなどの国々の法制度を参考にしました。なかでもドイツ法は、多くの学者がドイツに留学したこともあり、その後の日本法の解釈においても、大きな影響を与えてきました。このような事情から、ドイツの法制度を知ることが、単に外国法を知るという面だけでなく、日本法をもう一度捉えなおすきっかけにもなると思われます。本授業では、ドイツ法の基本を理解したうえで、ドイツ法と日本法とを比較することを通じて日本法の理解を深めることを目標にします。</p> <p>また、この授業は教職の教科科目であり、外国法を学ぶことが中学・高校教育においてどのような役割を果たすのかという点にも配慮して授業を行います。</p>				
授業の概要				
<p>ドイツの法制度を学ぶためには、ドイツの歴史、社会状況といった社会的背景を知ることが重要です。そこで、この授業では、まず前半で歴史や社会事情をとりあげ、その後、ドイツの基本的な法制度について学ぶことにします。</p> <p>なお、この授業は、講義形式で行います。</p>				
授業計画				
<p>第1回:ガイダンス、中学・高校教育における外国法の教育的な意味と必要性</p> <p>第2回:ドイツの歴史(1)</p> <p>第3回:ドイツの歴史(2)</p> <p>第4回:ドイツの育児支援</p> <p>第5回:ドイツの教育制度</p> <p>第6回:ドイツの大学制度、法曹制度</p> <p>第7回:ドイツの外国人</p> <p>第8回:ドイツの環境</p> <p>第9回:ドイツの労働問題</p> <p>第10回:ドイツの政治、選挙制度</p> <p>第11回:ドイツの憲法</p> <p>第12回:ドイツの司法制度</p> <p>第13回:ドイツの民法(財産法)</p> <p>第14回:ドイツの民法(家族法)</p> <p>第15回:まとめ</p> <p>定期試験</p>				
テキスト				
<p>村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ 『ドイツ法入門[改訂第8版]』(有斐閣、2012年)</p>				
参考書・参考資料等				
開講時に指示します。				
学生に対する評価				
レポート課題(授業内での報告及び学期末の2回)をもとに成績を評価します。				

言語

共通

専門基礎

法律一般

政治行政

経営法務

スポーツ福祉

演習

25年度以前

法律一般コース